

未来

人権教育啓発シリーズNO.8



今年度8回の「未来」を発行し、様々な人権課題に視点を当てて考えてきました。これからも、日頃から相手を尊重する言動を心がけ、互いを大切にする意識をもって、生活していければと思います。御愛読ありがとうございました。

人権尊重の精神は、人格が形成される早い時期に「感性」として芽生えます。小・中学校では、その感性を人権感覚や人権意識へと高め、育てていきます。

一方、家庭には、豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむという極めて重要な役割があります。家庭は、子どものいこいの場であるとともに、学習の場でもあるのです。

子どもたちは、いつの間にか身近な大人の言動を学んでいます。子どもたちに人権感覚や確かな人権意識を身につけさせるためには、子どもに大きな影響を与える周囲の大人が自らの言動を通して、相手の人権を尊重する姿を示していくことが大切です。

「子どものため」と思いながら、このような言動はありませんか？

①子どもは未熟で判断力に乏しいと思っていませんか。子どもだからという理由で、「できない」と決めつけていませんか。

②子どもの成長の可能性を狭めていませんか。

③厳しくすることのみが、子どものためと思っていますか。

①「まだ、子どもだから……。」

②「(障害のある)あなたには、これは難しいから見学していいよ。」※

③「甘やかしたって、あなたのためにならない……。」

④「今のあなたには、スキップが必要だ……。」

⑤「あなたのことはよく分かっているから、静かにして……。」

⑥「子どもが大人に意見を言うなんて……。言われたとおりにしなさい。」

④全ての子どもが、スキップを求めていると思っていませんか。

⑤子どものことは、自分が一番よく理解しているという過信はありませんか。

⑥子どもは、大人の指示に黙って従うべきと思っていますか。

これは、ユニセフが定めた「子どもの権利条約」をもとに、栃木県教育委員会が作成した「人権教育指導者用リーフレット」から抜粋したものです。「子どものため」と思ったことが、実は、「思い込み」や「先入観」、「固定観念」などにに基づいているために、逆に子どもを傷つけ、人権侵害につながる場合があります。

保護者の皆様も、子どもの立場に立って、自分の言動を振り返ってみてはいかがでしょうか。

「一人の人間」としての権利をもつ子ども

人権とは、**だれもが生まれながらにもっている幸せに生きる権利**です。

大人にも子どもにも、人権が備わっており、だれもが尊重され、自由に活動したり、幸福で平和な生活を営んだりする権利をもっています。

子どもは発達し、成長する過程にあります。一人の人間として尊重するとともに、温かく見守り、保護することも大切です。また、子ども自身に、**人は誰も生まれながらに「人権」をもち、「かけがえのない存在」であること**や、もし、**自分の人権が侵害された時には、周囲に助けを求める**よう伝えていきましょう。

日光市人権教育推進委員会 ※ いきいき栃木っ子3あい運動…学びあい・喜びあい・励ましあおう

